

現在ご契約中の小売電気事業者との契約廃止にともなう一般的な不利益事項

1. 解約にともなう違約金の発生

現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、契約期間の途中で契約解消となる場合に、違約金が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

2. ポイントの失効

現在ご契約中の小売電気事業者との間でポイントサービスの適用を受けている場合、契約期間中に発行されたポイントが失効となる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

3. 継続利用割引の適用期間

現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、継続利用割引がされている場合は、電気契約に関する継続利用割引が適用されなくなる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

4. 過去の使用電力量に関する照会

現在ご契約中の小売電気事業者との契約期間中のご使用量について照会することができなくなる可能性がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

その他、ご契約解消にともなう不利益事項については、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

電気ご使用に関するお客さまの協力等

1. 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

2. 需要場所への立入りによる業務の実施について

(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ロ その他、特定小売供給約款および低圧特別約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

(2) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。